

▶▶ 取引を行う目的

改正犯罪収益移転防止法が施行される H25.4.1 以降において、取引時確認の一つとして新たに確認することが義務付けられた事項です（改正法 4 条 1 項 2 号）。

【確認する際の項目】

取引を行う目的として、どの程度まで確認すればよいのかは、法令での定めはありません。なお、国土交通省では、宅地建物取引業者が不動産取引に係る特定取引を行う際に取引を行う目的を確認する際の項目・類型について、参考例を示しています（H24.12.21 付け不動産業課長通知）。

※）参考例と異なる類型として確認することを妨げるものではありません。

| 顧客の区分・態様 | 取引を行う目的の参考例 |     |      |         |     |
|----------|-------------|-----|------|---------|-----|
| 個人売主     | 買い替え用       | 転勤  | 資産売却 | 相続対策    | その他 |
| 個人買主     | 居住用         | 事業用 | 投資用  | セカンドハウス | その他 |
| 法人売主     | 買い替え用       | 換金  | 資産売却 | その他     |     |
| 法人買主     | 自社/店舗用      | 社宅用 | 転売用  | その他     |     |

（H24.12.21 付け不動産業課長通知 別添 1 [表 3] より）

【確認方法】

顧客の区分やハイリスク取引であるか否かにかかわらず、顧客又は代表者等からの申告を受ける方法によって確認することとされています（改正省令 8 条）。

※顧客が改正法 4 条 5 項で規定する「国等」のとき（人格のない社団又は財団を除く）は、取引を行う目的の確認は不要です。

【関係条文】 ※） H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法の条文より抜粋

○犯罪収益移転防止法

（取引時確認等）

第 4 条 特定事業者（略）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第 2 号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（略）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項（略）
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項 2～6（略）

○犯罪収益移転防止法施行規則

（取引を行う目的の確認方法）

第 8 条 法第 4 条第 1 項（同条第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第 1 項第 2 号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする。